

改正後	現行
<p>に留意されたい。</p> <p>(二) <u>多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤換算要件を満たすこととなる。</u></p> <p>(三) 本加算は、通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できないこととする。</p> <p>④の3 看護職員加配加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の1の注10の看護職員加配加算については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 看護職員加配加算（I）</p> <p>以下のア及びイを満たす場合に算定すること。</p> <p>ア 主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する<u>内閣府令</u>で定める施設にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による<u>配置</u>）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供すること</p>	<p>(新設)</p> <p><u>また、本加算は、通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できないこととする。</u></p> <p>④の3 看護職員加配加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の1の注10の看護職員加配加算については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 看護職員加配加算（I）</p> <p>以下のア及びイを満たす場合に算定すること。</p> <p>ア <u>主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令</u>で定める施設にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による<u>算定</u>）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供すること</p>

改正後	現行
<p>ができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p> <p>(二) 看護職員加配加算(Ⅱ)</p> <p>以下のア及びイを満たす場合に算定すること。</p> <p>ア 主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する<u>内閣府令</u>で定める施設にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置(常勤換算による<u>配置</u>)し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p> <p>(三) (一)及び(二)については、いずれか1つを算定するものであること。</p> <p>(四) (一)及び(二)における障害児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の医療的ケア児</p>	<p>ができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p> <p>(二) 看護職員加配加算(Ⅱ)</p> <p>以下のア及びイを満たす場合に算定すること。</p> <p>ア <u>主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令</u>で定める施設にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置(常勤換算による<u>算定</u>)し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p> <p>(三) (一)及び(二)については、いずれか1つを算定するものであること。</p> <p>(四) (一)及び(二)における障害児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の医療的ケア児</p>

改正後	現行
<p>の利用日数と医療的ケアスコアを用いる。</p> <p>イ 当該指定児童発達支援事業所を利用する医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の当該年度の前年度の延べ利用日数を乗じ、当該数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>ウ 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケア児については、医療的ケアスコアを合算して算出すること。</p> <p>エ 新設、増改築等（現に存する事業所であって直近1か年に看護職員加配加算を算定していないものを含む。以下このエにおいて同じ。）の場合の医療的ケアスコアについては、</p> <p>(i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の医療的ケアスコアの数、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）のうち、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数により判断することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月間における医療的ケア児のそ</p>	<p>の利用日数と医療的ケアスコアを用いる。</p> <p>イ 当該指定児童発達支援事業所を利用する医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の当該年度の前年度の延べ利用日数を乗じ、当該数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>ウ 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケア児については、医療的ケアスコアを合算して算出すること。</p> <p>エ 新設、増改築等（現に存する事業所であって直近1か年に看護職員加配加算を算定していないものを含む。以下このエにおいて同じ。）の場合の医療的ケアスコアについては、</p> <p>(i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の医療的ケアスコアの数、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）のうち、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数により判断することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月間における医療的ケア児のそ</p>

改正後	現行
<p>それぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該数を3月間の開所日数で除して得た数とする。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該数を1年間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>(ii) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該数を3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>(iii) これにより難い合理的な理由がある場合であつて、都道府県知事が認めた場合には、他の適切な方法により、障害児の数を推定することができるものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>それぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該数を3月間の開所日数で除して得た数とする。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該数を1年間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>(ii) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の延べ利用日数を乗じ、当該数を3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>(iii) これにより難い合理的な理由がある場合であつて、都道府県知事<u>(指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長)</u>が認めた場合には、他の適切な方法により、障害児の数を推定することができるものとする。</p> <p>オ <u>令和3年4月から令和4年6月30日までの間は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」第28条による改正前の別表第一（以下、「旧</u></p>

改正後	現 行
<p>④の4 共生型サービス体制強化加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の1の注11の共生型サービス体制強化加算については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 通所報酬告示第1の1の注11のイを算定する場合  児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1名以上配置（いずれも兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>(二) 通所報酬告示第1の1の注11のロを算定する場合  児童発達支援管理責任者を1名以上配置（兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>(三) 通所報酬告示第1の1の注11のハを算定する場合  保育士又は児童指導員を1名以上配置（いずれも兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p>	<p><u>医療的ケアスコア表」という。）から、医療的ケアスコアに切り替える期間となるため、アからエの計算を行うに当たっては、旧医療的ケアスコア表（令和2年度以降に作成されたものに限る。）をもとに、新判定スコアの「基本スコア」を判定して算出した点数と、医療的ケアスコアを合算して取り扱って差し支えないものとする。</u></p> <p>④の4 共生型サービス体制強化加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の1の注11の共生型サービス体制強化加算については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 通所報酬告示第1の1の注11のイを算定する場合  児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1名以上配置（いずれも兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>(二) 通所報酬告示第1の1の注11のロを算定する場合  児童発達支援管理責任者を1名以上配置（兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>(三) 通所報酬告示第1の1の注11のハを算定する場合  保育士又は児童指導員を1名以上配置（いずれも兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p>

改正後	現 行
<p>(四) 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p> <p>(五) (一) から (三) <u>まで</u>については、いずれか1つを算定するものであること。</p> <p>⑤ <u>家族支援加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第1の2の家族支援加算については、障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。以下この⑤において同じ。）等に対して、個別又はグループにより、相談援助等を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) 家族支援加算（I）（個別の相談援助）</u>  <u>ア 通所報酬告示第1の1の2のイについては、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、</u>  <u>(1) は障害児の家族等の居宅を訪問し、</u>  <u>(2) は指定児童発達支援事業所において対面により、</u>  <u>(3) はテレビ電話装置等を活用して、</u></p>	<p>(四) 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p> <p>(五) (一) から (三) については、いずれか1つを算定するものであること。</p> <p>⑤ <u>家庭連携加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第1の2の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。</u>  (新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、</u>  <u>(1) から (3) 全体として1日につき1回および1月につき4回を限度として、算定するものであること。</u></p> <p><u>なお、指定児童発達支援に係る本加算の算定に当たっては、(1) から (3) のいずれについても、指定児童発達支援を提供した日以外の日に相談援助を行った場合においても算定できること。また、当該障害児に指定児童発達支援を提供しない月においては算定することはできないこと。</u></p> <p><u>イ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。ただし、(1) について、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りではないこと。</u></p> <p><u>ウ 通所報酬告示第1の1の2のイの(3)の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（例えば電話等）を使用することでも差し支えない。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。</u></p>	

改正後	現行
<p><u>エ 家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。また、相談援助を行うに当たっては、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。</u></p> <p><u>オ 指定児童発達支援事業所以外の場において対面で個別に相談援助を行った場合は通所報酬告示第1の1の2のイ(2)を算定すること。</u></p> <p>なお、保育所又は学校等（以下「保育所等」という。）といった当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合についても本加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ること。</p> <p><u>また、本加算は通所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助（例えば、家族等からの電話に対応する場合）は対象とならないことに留意すること。</u></p> <p><u>カ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相</u></p>	<p>なお、保育所又は学校等（以下「保育所等」という。）の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ること。</p>



改正後	現 行
<p><u>談内容の要点に関する記録を行うこと。</u></p> <p><u>(二) 家族支援加算（Ⅱ）（グループの相談援助）</u></p> <p><u>ア 通所報酬告示第1の1の2のロについては、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、</u></p> <p><u>（1）は指定児童発達支援事業所において対面により、</u></p> <p><u>（2）はテレビ電話装置等を活用して、</u></p> <p><u>障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に、</u></p> <p><u>（1）及び（2）全体として1日につき1回および1月につき4回を限度として、算定するものであること。</u></p> <p><u>なお、指定児童発達支援に係る本加算の算定に当たっては、（1）及び（2）のいずれについても、指定児童発達支援を提供した日以外の日に相談援助を行った場合においても算定できること。また、当該障害児に指定児童発達支援を提供しない月においては算定することはできないこと。</u></p> <p><u>イ 相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。</u></p> <p><u>ウ グループの相談援助は、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組の実施によることが想定される。このため、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に関する</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>る一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。</u></p> <p>エ <u>相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。</u></p> <p>オ <u>通所報酬告示第1の1の2のロの(2)の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。</u></p> <p>カ <u>家族支援加算(Ⅰ)のエ及びカを準用する。</u></p> <p><u>(三) 家族支援加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定できること。</u></p> <p><u>(四) 指定児童発達支援と指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援を一体的に行う多機能型事業所であって、指定児童発達支援事業所を利用している障害児にあつては、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援を利用して本加算を算定する場合には、同一の障害児に係る家族等への相談援助について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計回数は月4回を限度とする。</u></p> <p>⑥ <u>子育てサポート加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第1の2の2の子育てサポート加算については、障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑥ <u>事業所内相談支援加算(Ⅰ)の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第1の2の2のイの事業所内相談支援加算(Ⅰ)については、次のとおり取り扱うこととする。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>観点から、家族等に対して、障害児への指定児童発達支援とあわせて、障害児の支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助等の支援を行った場合に、月4回に限り、算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>○</p> <p>(一) <u>あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、従業者が通所支援計画に位置付けて計画的に実施すること。</u></p> <p>○</p> <p>(二) <u>指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていること。ただし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場面を観察しながら、障害児に支援を提供する従業者とは異なる従業者が相談援助等を行っても差し支えないものとする。</u></p> <p>(三) <u>それぞれの障害児及び家族等の状態に応じて、当該障害児及び家族等と、支援を行う従業者とが、協働して取り組んでいくことが重要であることから、支援場面の観</u></p>	<p>(一) <u>あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った場合（次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。）に月1回に限り、算定するものであること。</u></p> <p>ア <u>相談援助が30分に満たない場合</u></p> <p>イ <u>同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅱ）を算定している場合</u></p> <p>(二) <u>相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。</u></p> <p>(三) <u>相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>察や当該場面に参加する等の機会を提供する際に、支援を行う従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、家族等へ障害児に対して行った支援内容を報告するのみではなく、それぞれの障害児及び家族等ごとの状態を踏まえて個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障害児及び家族等にあわせて丁寧に支援を行うこと。</u></p> <p>(四) <u>複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、それぞれの障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施すること。この場合において、従業者1人があわせて行う相談援助は、最大5世帯程度までを基本とすること。</u></p> <p>(五) <u>支援場面に参加する等の機会の提供及び家族等への相談援助を行った場合には、障害児及び家族等ごとに当該機会の提供及び相談援助を行った日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。</u></p> <p>(六) <u>子育てサポート加算と家族支援加算を同日に算定することは可能であるが、子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できないものとする。</u></p>	<p>(四) <u>相談援助の内容から、障害児を同席させることが望ましくない場合等、当該障害児の通所給付決定保護者のみを対象としても、障害児への療育に関する相談援助が可能な場合は、通所給付決定保護者のみに相談援助を行うことをもって算定できるものとする。なお、本加算は障害児に児童発達支援事業所において児童発達支援を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるものとする。ただし、当該障害児に児童発達支援を提供していない月においては算定できないものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p>(削る)</p> <p>⑦ 食事提供加算の取扱い  <u>通所報酬告示第1の3の食事提供加算については、低所得者・中所得者世帯の障害児に対して、令和9年3月31日までの間、障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(一) 食事提供加算（I）の算定については、以下のいずれも満たすこと。</u></p>	<p><u>⑥の2 事業所内相談支援加算（II）の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第1の2の2のロの事業所内相談支援加算（II）については、次のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を、当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合（次のア又はイに該当する場合を除く。）に月1回に限り、算定するものであること。</u></p> <p><u>ア 相談援助が30分に満たない場合</u></p> <p><u>イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（I）を算定している場合</u></p> <p><u>(二) 相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。</u></p> <p><u>(三) ⑥の（二）から（四）を準用する。</u></p> <p>⑦ 食事提供加算の取扱い</p>

改正後	現行
<p><u>ア 児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること。原則として当該施設が自ら調理し、提供することとするが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障害児に提供するような方法も認められない。</u></p> <p><u>イ 栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の支援及び助言を行うこと。次のウからキまでの取組についても、当該栄養士による指導及び助言の下で行うこと。</u></p> <p><u>この場合において、栄養士は従業者である他、同一法人内に勤務する栄養士の活用、保健所や栄養ケアステーション等の外部機関の栄養士との連携、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託している場合には、委託先の栄養士による指導・助言の下で行うこととしても差し支えないこと。</u></p> <p><u>ウ 障害児の障害特性、年齢、発達の程度、食事の摂取状況その他の障害児ごとに配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと。</u></p> <p><u>エ 提供した食事について、障害児ごとの摂取状況を把握し</u></p>	<p><u>通所報酬告示第1の3の食事提供加算については、児童発達支援センター内の調理室を使用して原則として当該施設が自ら調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障害児に提供するような方法も認められない。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>、記録を行うこと。</u></p> <p><u>オ 定期的に障害児の身体の成長状況（身長・体重等）を把握し、記録を行うこと。</u></p> <p><u>カ 食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること。例えば、行事食の提供や調理実習等を年間の予定に組み込み、定期的を実施することが考えられる。</u></p> <p><u>キ 家族等からの食事や栄養に関する相談等について対応すること。相談等の対応を行った場合は、当該対応を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。</u></p> <p><u>(二) 食事提供加算（Ⅱ）の算定については、以下のいずれも満たすこと。</u></p> <p><u>ア (一) のアからキまでに規定を準用する。この場合において、(一) のイの「栄養士」を「管理栄養士」と読み替えて適用すること。</u></p> <p><u>イ 年に1回以上、障害児の家族等に対して、食事や栄養に関する研修会等を開催し、食事に関する情報提供を行うこと。</u></p> <p><u>(三) 栄養士又は管理栄養士による献立の確認や助言・指導については、事業所に栄養士が配置されている場合であっても、外部機関等との連携により、管理栄養士等と連携を図りながら取組等を行った場合には、食事提供加算（Ⅱ）の算定ができるものとする。</u></p> <p><u>(四) 1日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについて</u></p>	<p>なお、1日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについて</p>

改正後	現行
<p>は、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、特定費用としての食材料費については、複数食分を通所給付決定保護者から徴収して差し支えないものである。</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の4の利用者負担上限額管理加算の注中、「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者（18歳以上の利用者の場合は本人）の負担額合計額の管理を行った場合をいう。</p> <p>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の5の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 福祉専門職員配置等加算（I）</p> <p>指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。</p> <p>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又</p>	<p>は、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、特定費用としての食材料費については、複数食分を通所給付決定保護者から徴収して差し支えないものである。</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の4の利用者負担上限額管理加算の注中、「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者（18歳以上の利用者の場合は本人）の負担額合計額の管理を行った場合をいう。</p> <p>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の5の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 福祉専門職員配置等加算（I）</p> <p>指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。</p> <p>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又</p>



改正後	現行
<p>は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。（（二）及び（三）において同じ。）</p> <p>（二） 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）</p> <p>指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>（三） 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）</p> <p>次のいずれかに該当する場合であること。</p> <p>ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数（常勤換算方法により算出された従業者数をいう。）のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業（旧法施設を含む。）及び</p>	<p>は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。（（二）及び（三）において同じ。）</p> <p>（二） 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）</p> <p>指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>（三） 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）</p> <p>次のいずれかに該当する場合であること。</p> <p>ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数（常勤換算方法により算出された従業者数をいう。）のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業（旧法施設を含む。）及び</p>

改正後	現行
<p>精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。</p> <p>また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。</p> <p>(四) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて 多機能型事業所については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての障害児に対して加算を算定することとする。</p> <p>⑩ 栄養士配置加算の取扱い 通所報酬告示第1の6の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算（Ⅰ）の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士を、栄養士配置加算（Ⅱ）の算定に当たっては、非常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）に配置されていること（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。）が必要であること。</p> <p>なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。</p>	<p>精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。</p> <p>また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。</p> <p>(四) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて 多機能型事業所については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての障害児に対して加算を算定することとする。</p> <p>⑩ 栄養士配置加算の取扱い 通所報酬告示第1の6の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算（Ⅰ）の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士を、栄養士配置加算（Ⅱ）の算定に当たっては、非常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）に配置されていること（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。）が必要であること。</p> <p>なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。</p>

改正後	現 行
<p>⑪ 欠席時対応加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>(三) ①の<u>(四)</u>を算定している事業所において、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合については、重症心身障害児に限り8回を限度として算定可能とする。</p> <p>⑫ <u>専門的支援実施加算</u>の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の8の<u>専門的支援実施加算</u>については、<u>理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(一) <u>理学療法士等を1以上配置し、当該理学療法士等が障</u></p>	<p>⑪ 欠席時対応加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>(三) ①の<u>(三)又は(五)</u>を算定している事業所において、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合については、重症心身障害児に限り8回を限度として算定可能とする。</p> <p>⑫ <u>特別支援加算</u>の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の8の<u>特別支援加算</u>については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) <u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当</u></p>